

## 議案第 3 号

瑞穂町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂町個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「第 2 8 条」を「第 2 9 条」に改める。

第21条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第30条の前の見出しを削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5)情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものをいう。</p> <p>(6)から(9) 略</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第13条から第18条の2 略</p> <p>(自己情報の訂正等を請求できる者)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第11条第1項若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は削除</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5)情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項_____に規定する記録に記録されたものをいう。</p> <p>(6)から(9) 略</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第13条から第18条の2 略</p> <p>(自己情報の訂正等を請求できる者)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第11条第1項若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は削除</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

第20条及び第21条 略

(自己情報の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4章及び第5章 略

第6章 略

第30条 略

第31条から第35条 略

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

第20条及び第21条 略

(自己情報の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者\_\_\_\_\_ (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4章及び第5章 略

第6章 略

(罰則)

第30条 略

第31条から第35条 略



第2条による改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第1から別表第3 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年5月30日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第1から別表第3 略</p>

